

令和 6 年度糸田町障害者優先調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために策定する。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本町全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 各課等が調達を円滑に進めることができるよう、調達方針を担当する課は障害者

就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供する。

- (3) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達推進に配慮するよう努めるものとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び糸田町財務規則等に基づき障害者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

6 調達の目標

令和6年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 100千円

7 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に実績を取りまとめ、町のホームページを通じて公表する。

8 その他

この調達方針に関する担当課は、健康福祉課とする。